

水戸市子ども会育成連合会サポート隊 要項

第1条 この要項は水戸市子ども会育成連合会会則（以下「市子連会則」という。）第4条第3項に規定される水戸市子ども会育成連合会サポート隊（以下「サポート隊」という。）の運営について、必要な事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 サポート隊は、異年齢集団で多目的な事業を展開する子ども会活動において、様々な経験や意見を持つ人々にサポート隊員（以下「隊員」という。）として市子連の運営に参加してもらうことにより、子ども会活動の活性化を図り、青少年の成長を支えることを目的とする。

第3条 サポート隊は市子連の活動に関心のある概ね18歳以上のものによって構成する。

ただし、市子連会長が特に認めるものに関してはこの限りでない。

- 2 サポート隊への登録を希望する者は様式1号により、サポート隊に登録する。
- 3 サポート隊からの登録取消を希望する者は様式2号により、登録を取消す。
- 4 隊員は安全共済会に加入するものとする。

第4条 サポート隊の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 隊員の都合がつく自由な範囲において、子ども会の活動を支援・補助する
- (2) 隊員は、市子連が行う事業及び子ども会活動の活性化に関する必要な提案をすることができる。

第5条 サポート隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長
- (2) 副隊長

第6条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 役員は次に掲げる人数を隊員の互選により選出する。
 - ア 隊長 1名
 - イ 副隊長 若干名
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充を行うものとする。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 隊長はサポート隊を代表し、隊務を総括する。
 - ア 隊長は、必要に応じて若干名の隊員を、市子連の各種会議に出席するよう要請することができる。
- (2) 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条 サポート隊の会議は、必要に応じて開催し、隊長が招集する。

- (1) 会議のうち1回は、市子連総会の日程に合わせて開催する。

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市子連会長が別に定める。